

資料 2

【報告事項】

病床数適正化支援事業による病床数の削減及び
2025 年に向けた具体的対応方針の変更について

報告Ⅰ 病床数適正化支援事業による病床数の削減について

1 病床数適正化支援事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援。

医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象として経費相当分の給付金を支給する。

2 事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。

3 支給対象医療機関

令和6年12月17日以降令和7年9月30日までに病床を削減する医療機関

4 対象病床

一般病床・療養病床・精神科病床 ※休床含む
ただし、以下に該当する場合は対象外

- ・産科・小児科病床の削減
- ・同一開設者による病床融通
- ・事業譲渡による削減
- ・病床種別の変更によるもの（病床数の減を伴わないもの）
- ・特例病床により増床した病床の削減
- ・既存病床の算定から除外される病床の削減

5 給付金額

- ・削減病床1床につき4,104千円
- ただし、国の予算の範囲内の支給とする。

6 報告事項

以下(1)~(3)の医療機関が、本事業を利用し、病床削減後給付金を支給した。また、病床を削減するにあたって、2025年に向けた具体的対応方針(※)も変更を行った。

本事業の性質上、緊急的な支援であることから、地域医療構想調整会議での協議を要件としない形だったため、調整会議での協議を経ず、令和7年9月30日までに病床数の適正化を図った。

【※ 具体的対応方針とは】

各医療機関が定める2025年を見据えた「構想区域において担うべき医療機関としての役割」や2025年に持つべき「医療機能ごとの病床数」等についての方針

7 肝属保健医療圏の「2025年に向けた具体的対応方針」における病床数の変更

(単位：床)

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
変更前の病床数 (A)	20	963	454	228
変更後の病床数 (B)	20	952	454	223
2025年に必要とされている病床数 (C)	114	450	570	596
変更前の必要病床数との差 (A - C)	-94	513	-116	-368
変更後の必要病床数との差 (B - C)	-94	502	-116	-373